

電気通信番号政策委員会の設置

平成十八年九月二十九日

情報通信審議会電気通信事業部会決定第九号

平成二十年九月三十日

情報通信審議会電気通信事業政策部会決定第一号

本部会に、電気通信番号に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

電気通信番号政策委員会

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもつて構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおく。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。